

ID: 149

担当部署: 商工観光課

処分の概要	指定企業者の指定		
例規名 根拠条項	柴田町企業立地促進条例 第9条第2項		
例規番号	平成19年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (指定の申請)</p> <p>第9条 企業者は、第3条第1項に規定する奨励措置を受けようとするときは、あらかじめ町長に対し指定企業者の申請をしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により申請した企業者の新設、移設又は増設に係る投下固定資産額が30,000,000円以上で、かつ、当該立地が第1条の目的に寄与するものと認めるときは、当該企業者を指定企業者として指定する。</p> <p>3 町長は、前項の指定をする場合において必要と認めるときは、当該指定に条件を付することができる。</p> <p>4 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした企業者に通知しなければならない。</p> <p>5 指定企業者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日